

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表

福島県監査委員

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成31年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月30日

福島県監査委員 星 公正
福島県監査委員 佐久間 俊男
福島県監査委員 佐竹 浩和
福島県監査委員 高橋 宏和
2人第2200号
令和3年3月4日

福島県監査委員 星 公正
福島県監査委員 佐久間 俊男
福島県監査委員 佐竹 浩和
福島県監査委員 高橋 宏和
様

福島県知事 印

平成31年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）
このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

平成31年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
緊急スクールカウンセ	【指摘事項】 ・緊急スクールカウンセラー、	当該指摘を踏まえて検討した結果、事業を評価するにあたり、毎

<p>ラー等派遣事業（私学・法人課）報告書17頁</p>	<p>スクールカウンセラーに準ずる者の派遣事業 委託契約書第4条第1項に定める委託業務実施状況報告書については、第1号様式において、対象となる被災した幼児児童生徒等の受入数（各月の基準日の平均）の欄があるが、各月とも記載がない。 この事業の対象は、東日本大震災及び東京電力福島第1原発事故により被災した地域の私立幼稚園、小・中・高等学校、専修・各種学校、幼保連携型認定こども園並びに避難した幼児児童生徒を受け入れている学校等の幼児児童生徒等であるため、被災した幼児児童生徒等の受入数の把握は、幼児児童生徒へのカウンセリングの実績数の集計とともに、事業評価の観点からも重要である。 派遣回数の実績とともに、派遣先の園、学校の避難者受入れ状況、避難している園児、学生の相談内容、傾向と対応、保護者からのニーズの集約等、事業評価の総括が必要と思われる。</p>	<p>月の受入数までは不要と判断したため、毎月の報告書からは当該欄を削除することとし、年間の受入数を委託業務完了時の実績報告に際して、報告を求めるよう是正した。 また、受託事業者と、受入人数に加え、相談の内容や対応状況など、さらに詳細な報告を事業完了時に行うことについて協議しているところであり、今後は被災生徒の受入状況や相談内容を詳細に把握し、県として当該事業の効果を検証するための事業評価を進めていく。</p>
<p>環境創造センター（交流棟）管理運営事業（環境共生課）報告書118頁</p>	<p>【指摘事項】 ・大型総合案内モニターの科目処理 交流館1階にある大型総合案内モニター（マルチディスプレイ4台、サイネージソフトウェア、架台、組立設置等一式）約410万円について、備品購入費（投資的経費）ではなく、備品購入費（消費的経費）で経理処理されていた。適切な節、細節によるべきである。</p>	<p>当該指摘を踏まえ、費目の性質区分について各担当に周知徹底を図り、令和2年度事業から節、細節、性質の適切な処理を行っている。 再発防止を図るため、予算編成資料を作成する際に間違いやすいポイントを確認できるチェックリストを作成し、各担当が確認することとした。</p>
<p>ふくしま医療人材確保事業（医療人材対策室）報告書145頁</p>	<p>【指摘事項】 (1) 被災地域医療寄附講座支援事業（事業者：県立医科大学）の実態 寄附講座とは本来外部組織から教育・研究振興のために寄附された資金や人材を活用し、研究教育を行う活動である。 しかし、当該事業は浜通りの医療機関へ特任教授等を派遣しその人件費の補助事業としての面がある。 医師の派遣事業である以上、県は医師の派遣先の決定に関与するとともに、補助の目的及び基準を明確にし、本当に補助が</p>	<p>当該事業は、災害医療等の研究と被災地の地域医療の支援を目的としており、当該目的を達成するために臨床現場で活動を行うものである。 また、研究教育の成果は毎年開催される「福島災害医療研究会」や学会等で報告している。 引き続き、被災地における医療提供体制を見極めながら、補助の適否を判断していく。</p>

	<p>必要か否かチェックする体制を整えるべきである。</p>	
<p>ふくしま医療人材確保事業 (医療人材対策室) 報告書145頁</p>	<p>【指摘事項】 (2) 寄附講座設置支援事業(事業者:市町村等)の実態 寄附講座とは本来外部組織から教育・研究振興のために寄附された資金や人材を活用し、研究教育を行う活動である。 しかし、当該事業の実態は、特定の市町村が当該補助金を利用して県外の大学医学部へ寄附講座を設置し、そこから当該市町村の病院へ医師を派遣してもらっているのが現状である。 すなわち、医師の person 費の補助事業である。当該事業名と実態が合致しておらず事業名を実態に合わせるべきである。 また、実態が特定市町村への医師の person 費補助である以上、補助の目的及び基準を明確にし、本当に補助が必要か否かチェックする体制を整えるべきである。</p>	<p>当該事業は、地域医療の課題の研究と地域医療の支援を目的として、寄附講座の設置を支援する事業となっている。 各市町村が実情を踏まえて地域の医療問題の研究や地域医療の支援を行うことをサポートしていくことは、地域医療を確保していくためにも有効な施策の一つであると考えている。 引き続き地域における医療確保体制の状況を見極めながら、補助の必要性を総合的に判断していく。</p>
<p>農林水産分野イノベーション・プロジェクト推進事業 (農林企画課他) 報告書180頁</p>	<p>【指摘事項】 先端農林水産業技術普及啓発事業について、監査対象である平成30年度は、川内村と楡葉町で各1日合計2日、本件展示会が開催された。 開催時間は午前11時から午後4時又は午後3時半までである。それぞれの参加人数は川内村での開催が約200名、楡葉町が323名であった。 企業代表者や中央官庁職員を講師に呼びセミナーを行うとともに、農機具メーカー等が先端農業技術を展示したイベントであった。 本件展示会に関し、構想推進機構が受託業者に発注した委託費は約2,000万円であるから、単純平均すると1回につき約1,000万円費やしていることになる。 事業内容が「実際に見て触れる体験型の展示会を開催する」であり、開催チラシ作成の広告活動や農機具等の運搬等の準備にもお金をかけている。 復興支援事業は経済合理性の観点だけで割り切れるものではないから、経済合理性がないからといって一概に否定するものでもない。しかしながら、1日</p>	<p>令和2年度においては、1回目の展示会を令和2年11月16日に富岡町で開催し、2回目の展示会を令和3年2月にいわき市で2日間、合計3日開催予定である。 2回目の開催場所であるいわき市での開催期間を2日間とすることで、これまで以上に集客を図り、農林水産業分野の各種先端技術をより幅広く周知していく。 引き続き、事業効果を高めるための取組を検討し、実施していく。</p>

	<p>しかも5時間程度で終了する展示会に約1,000万円も費やすのは極めて高額と言わざるを得ない。</p> <p>福島イノベーション・コースト構想に掲げる福島の農林水産業の再生を実現するため、今後当事業を継続して実施する場合は、これまでの事業効果や効率性など費用対効果について十分に検証した上で実施すべきである。</p>	
<p>福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業 (農産物流通課) 報告書204頁</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>監査対象とした1件は、相双地区の農業者(以下、「支援対象者」という。)が生産物を首都圏で販売するに当たり、農業経営の専門家(以下、「受託者」という。)に販売支援を委託した案件(以下、「本案件」という。)であった。</p> <p>本案件は、委託期間は約3か月、委託料は約140万円であり、受託者は6次産業プランナー登録をした農業経営者であった。</p> <p>受託者の提案書によると、実施業務内容は、①販売開拓・マッチング支援、②継続取引に向けた検証・改善、③近郊地生産者への展開・体制検討である。</p> <p>受託者は、契約に基づき①販売開拓・マッチング支援を行った結果、支援対象者が首都圏のスーパー量販店等に出荷することができ、成果をあげることができた。しかしながら、支援対象者の実績販売量(110kg)実績金額(37万円)にとどまっております受託者が提案書において提案した首都圏スーパー及び飲食店向けへの出荷の予定販売量(300kg)、予定売上(68万円)を達成することはできなかった。</p> <p>また、契約内容には③「近郊地生産者への展開・体制検討を実施する」ことがあり、具体的には「支援対象者の周辺の生産者に対して説明会を開き、今年度の実績・課題を展開する」、「次年度出荷以降の生産者を巻き込み、来期の共同出荷体制を検討する」とのことであったが、報告会において共同出荷体制の検討はされたものの、生産者側の出席者は支援対象者のみであり、提案にあった関係者への実績・課題の展開は不十分であった。</p>	<p>令和2年度においては、復興推進機構から委託先との契約書の写しを入手するなどして、事業の進捗を確認している。</p> <p>また、令和元年度の支援対象者を復興推進機構と共に訪問し、ヒアリングを行い、支援事業の満足度や販路開拓の状況を把握するなど、事業の有効性を検証している。</p>

	<p>加えて、実際の検討会は、福島市内の居酒屋で関係者を交えて行っていたものであり、関係者には「支援対象者の周辺の生産者」はいなかった。このように受託者は、業務委託契約書や提案書の内容どおりの業務を一部できていなかったと評価せざるを得ない。</p> <p>本案件は、結果として、県が復興推進機構を經由して受託者に約140万円を支出したが、コンサルティングを受けた支援対象者の予定した販売量を導くことができなかった案件と評価せざるを得ない。</p> <p>一方で、本案件に限らず、復興支援事業は経済合理性の観点だけで割り切れるものではないから、経済合理性がないからといって一概に否定することもできない。</p> <p>県は、事業の有効性、目的の達成度合いという点で外部の検証を受ける立場にあるので、復興推進機構と受託者との契約内容やその実施結果について適切に管理監督し、事後的にも支援対象者にアンケートをとる等して、支援事業の満足度や将来の収益向上につながっているかどうか調査し、事業の有効性を検証することが必要である。</p>	
<p>地域連携道路等整備事業 (道路整備課) 報告書266頁</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>国道294号線白河バイパスに関する工事番号18-41330-0129号の入札に際し、入札検討委員会に掛けて条件付一般競争入札とする承諾を得たが、入札条件の変更が生じたために、個別事例として検討委員2名に承諾の許可を得て入札手続を進める必要があった。</p> <p>承諾の事実は確認できたものの、書類(学識経験者意見聴取書)では検討委員の自署か押印を必要とするところ、記名にて書類を作成したのみで押印がなく不備であった。</p> <p>入札結果に影響はないものの、書類の客観性を担保するためにも自署又は押印のルールを守る必要があった。</p>	<p>該当事務所において、記名済にて書類を作成するのではなく、必ず自署をもらうように対策を講じた。</p> <p>また、各事務所に情報共有し、同様の事例が起きないように努めている。</p>
<p>ふくしまっ子体力向上総合プロジェ</p>	<p>【指摘事項】</p> <p>元気キッズサポーター事業は、県内6市町村(鏡石町、泉崎村、</p>	<p>時給単価が委託先の各市町村によって様々である点については、各市町村が計画するキッズサポー</p>

クト
(健康教育
課)
報告書289頁

会津美里町、南会津町、双葉町及びいわき市)に対して、総額16,905千円の補助金が交付されている。

元気キッズサポーターには、特に統一した資格要件はなく、各市町村に委任されている。

当初予算計上時の補助額は、1人当たり1,985千円(日額賃金7,610円)として積算されているが、各市町村からの収支計算書上は、時給単価2,000円から10,000円までの日額支給となっている。各市町村において、労働対価としての賃金に大きな開きがあることにつき、補助金の公平性に問題がないか、また、同課の小学校体育専門アドバイザーの日額基本賃金額が10,800円の支給に比較して、労働対価として妥当な金額であるかどうか、再検討する必要がある。また、補助先の市町村が直接雇用ではなく、スポーツクラブ等へ委託している場合には、実績報告書上で実施時間等の詳細な報告を求めている点はない点は、是正すべきである。

補助事業の委託者である県は、各市町村に補助金総額を支給するだけでなく、補助金が事業目的に即して、経済的・効率的に使用されたかの点についても、精査する必要がある。

また、事業の効果については、実施に係る収支報告・実施報告のみでなく、事業成果につきアンケート等を実施する等、次年度以降の事業実施に参考となるデータ収集することも必要と思われる。

ターの業務内容などにより、当該市町村内における他の被雇用者の状況を考慮して適正な賃金を設定しているものと考えており、健康教育課が雇用する小学校体育専門アドバイザーと比較できるものではないと考えている。

平成31年度の補助事業は1市のみ実施であったが、スポーツクラブ等からの実績報告において、実施時間等の詳細な報告を求めるよう是正した。

「補助金が事業目的に即して経済的・効率的に使用されたかという点について、精査する必要がある」については、監査を受けた平成30年度の当該事業を含めて精査、検証していくこととする。

なお、当該事業については、年度ごとに評価しながら進めてきており、当該事業の成果として平成29年度に「ふくしまっ子児童期運動指針」を作成し、平成30年度から令和2年度でその実践を行い、現場での普及の目途が付いたことから令和2年度をもって当該事業は終了することとした。

(監査総務課)